

## 第3節 事故で被害を受けた農業者への賠償等

### (つなぎ資金による支援)

一般的に「つなぎ資金」とは、事業資金の運用が一時的に困難となった際の一時的な借入金をいいます。

東電福島第一原発の事故に伴う出荷制限や風評被害等を受けた農業者等に対しては、農業協同組合等の主体的な取組として、東京電力からの賠償がなされるまでの間、つなぎ資金の融通が平成23(2011)年3月31日から実施されています。

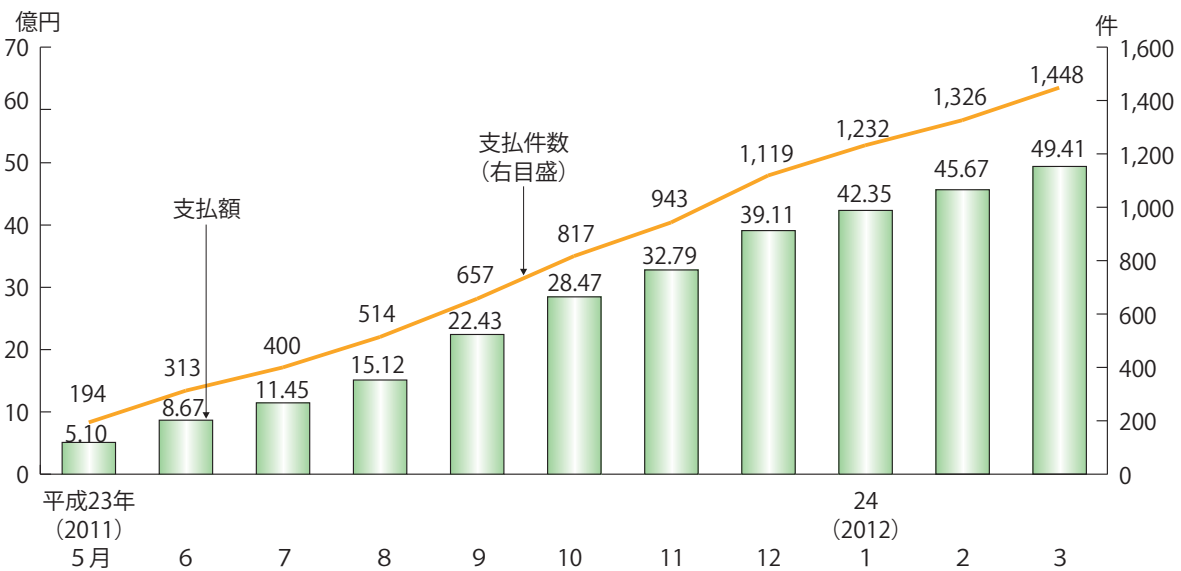
一方、東京電力からの賠償支払いの時期が明確にならない中、出荷制限等による影響が長期化していることを受け、より円滑に資金の融通がなされるよう、つなぎ融資にかかる債務保証については、国が実質的な保証を行うこととしました。

具体的には、東電福島第一原発の事故に伴う出荷制限等を受けた農業者等がつなぎ融資を受けやすくなるよう、平成23(2011)年度第1次補正予算及び第3次補正予算において、農業信用基金協会等による無担保・無保証人での債務保証の対象とするなどの措置が講じられました。

このことにより、債務延滞者等であっても、円滑につなぎ資金が融通され、損害賠償の対象となる農業者等に対し、賠償支払いまでの間の資金繰りが確保されることとなりました。

平成24(2012)年3月31日現在、つなぎ資金の貸付実績は、約1,500件、約49億円となっています(図48)。

図48 つなぎ資金の貸付状況(平成24(2012)年3月31日現在)



資料：農林水産省作成

### （東京電力からの損害賠償の状況）

原子力損害の賠償に関する法律においては、「原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」と規定しており、今回の東電福島第一原発の事故の損害賠償責任は一義的に東京電力が負っています。

東電福島第一原発の事故は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、多くの農業者等が生産を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態となりました。このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者等の被害者等の生活状況はひっ迫しており、これらの被害者等の迅速、公平かつ適切な救済が求められていました。

このため、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会は、平成23（2011）年8月5日、原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針を策定しました。この中では、政府指示による出荷制限、県からの要請等による出荷自粛に加え、いわゆる風評被害を含めた農林漁業者等の様々な損害を一定の範囲で賠償すべき損害として明記しています。また、12月6日には、中間指針において既に認められている損害以外にも自主的避難等にかかる損害の範囲に関する考え方について、中間指針追補<sup>1</sup>（以下「第一次追補」という。）を示しました。さらに、平成24（2012）年3月16日、避難区域等の見直し<sup>2</sup>等も踏まえ、政府による避難指示等にかかる損害や自主的避難等にかかる損害に関し中間指針及び第一次追補において今後の検討課題とされていた事項や、除染等にかかる損害の範囲に関する考え方等について、第二次追補<sup>3</sup>を示しました。

また、迅速かつ適切な損害賠償の実施、原子力発電所の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、国民生活に不可欠な電力の安定供給を確保することを目的とした「原子力損害賠償支援機構法」が平成23（2011）年8月3日に成立しました。この法律に基づき、東電福島第一原発による事故に伴う原子力損害賠償を国債の受入れ等により資金面で支援するため、9月12日に原子力損害賠償支援機構が設立されたところであり、順次、東京電力に対する損害賠償の請求と賠償金の支払いが行われています。

農林水産省が関係県等から聞き取りを行った結果によると、平成24（2012）年3月1日現在、農業関係の損害賠償支払額は合計で約1,062億2,600万円であり、このうち、福島県に対する支払額は合計で約442億7,300万円となっています。

農林水産省では、東電福島第一原発の事故が農林漁業者及び食品産業者等に深刻な影響を与えていることから、原子力損害賠償紛争審査会の議論とも整合を図りつつ、農林水産業及び食品産業等にかかる原子力損害賠償請求を円滑に進めるため、関係都道府県、関係団体等からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を設置しました。この連絡会議は、賠償迅速化のための東京電力に対する働きかけ等を活動内容としており、平成24（2012）年1月23日現在、計8回開催されています。

1 正式名称は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」

2 平成23（2011）年12月26日に原子力災害対策本部が策定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づく。詳細については、第1節「事故の概要と東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組」に記載

3 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」

これまでみてきたとおり、東日本大震災から1年が経ち、各方面で復旧・復興に向けた取組が行われました。しかしながら、これらの地震・津波、原子力発電所事故からの食料・農業・農村分野の復旧・復興の取組は、引き続き最優先の課題です。

その際、津波の被害や東電福島第一原発の事故により、長年にわたって耕してきた農地が使用できなくなった人々の思いを特に配慮していかなければなりません。また、東電福島第一原発の事故による影響からの食の安全の確保のためには、科学的根拠に基づく情報提供をはじめとしたコミュニケーションが必要です。

その中で、復旧・復興に当たっては、農林漁業者等現場の関係者に施策の周知徹底を図ることが重要です。農林水産省はもとより、地方農政局・森林管理局などの出先機関や関係独立行政法人等とも一体となって、現場に足しげく通いつつ取り組んでいく必要があります。

今後とも、食料・農業・農村分野の当面の課題に的確に対応しつつ、将来の見通しを踏まえ、計画的な取組を進めていくことが重要です。